

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「マイナ保険証」のご相談はこちらまで

〒 錦江町役場 健康保険課 ☎ 0994 **22-3041**

国民健康保険・後期高齢者医療に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は
令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

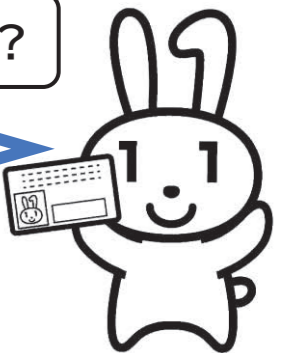
マイナ保険証か**資格確認書**
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！

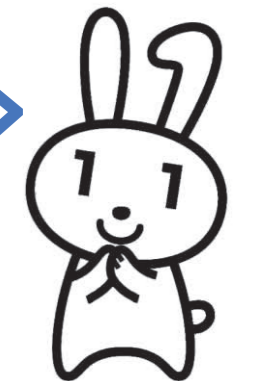


マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書
が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの
間は、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請しなくても資格確認書**
が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付
が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書**
を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理
申請も可能です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！